

新規成立事業場向け「労務管理セミナー」を開催しました。

八重山労働基準監督署は、近年事業場を開設し、労働者を新たに雇用した（労働保険の成立手続きを行った）事業場を対象にした労務管理セミナーを開催しました。

本セミナーでは、労働基準関係法令に基づいて適正に労務管理を行って頂くため、労働基準法、労働安全衛生法及び最低賃金法の概要に加え、過労死等の民事的刑事的責任、育児・介護休業法、パワーハラスメントの予防等についても説明しました。

日時 平成28年6月16日及び7月12日

場所 石垣地方合同庁舎3階大会議室

参加者 新規成立事業場の労働管理責任者など 29事業場34名

八重山労働基準監督署、総合労働相談コーナーでは、
常時、労務管理のご相談をお受けしています。

